

着手前の届出

1 条例に基づく届出

宝塚市都市景観条例第17条第1項、第2項に基づき、「景観形成の方針・指針」に関する協議を行うための手続きです。

<一定規模以上の行為>

(宝塚市全域)

<景観計画特定地区内の行為>

(景観計画特定地区の区域内)

欄
に Check

	(1) 届出書 (様式…共通) 正・副 2部 <input type="checkbox"/> (一定規模以上開発等の届出) <input type="checkbox"/> (景観計画特定地区内行為の届出) →必要事項を記入・押印 どちらかにチェック	2部 <input type="checkbox"/>
	(2) 添付図書 各2部 (P3参照) →届出書2部のそれぞれに添付してください。	2部 <input type="checkbox"/>
	(3) 委任状 (任意様式) (代理人が手続きを行う場合)	2部 <input type="checkbox"/>
	(4) 概要書 →必要事項を記入 ※ 添付する図書 (A4) : 付近見取図 (1/2500)、配置図、建築物等の立面図又は透視図 (届出受理後、窓口にて公開します。) (条例第23条及び規則第26条)	1部 <input type="checkbox"/>

2 景観法に基づく届出

景観法第16条第1項に基づき、「景観形成基準」に関する適合確認を行うための手続きです。

<一定規模以上の行為>

(宝塚市全域)

<景観計画特定地区内の行為>

(景観計画特定地区の区域内)

	(1) 届出書 (様式…共通) 正・副 2部 <input type="checkbox"/> 景観計画区域内行為届出書 にチェック →必要事項を記入・押印	2部 <input type="checkbox"/>
	(2) 添付図書 各2部 (P3参照)	2部 <input type="checkbox"/>
	(3) 委任状 (任意様式) (代理人が手続きを行う場合) → 1の届出から変更がない場合は不要	2部 <input type="checkbox"/>
	(4) 協議済書 (1の届出後に交付するもの)	1部 <input type="checkbox"/>
	(5) 1の届出処理後返却した届出書 (副)	<input type="checkbox"/>

3 条例に基づく届出

宝塚市都市景観条例第20条第1項に基づき、届出の対象となる行為が完了したときに届出を行うための手続きです。

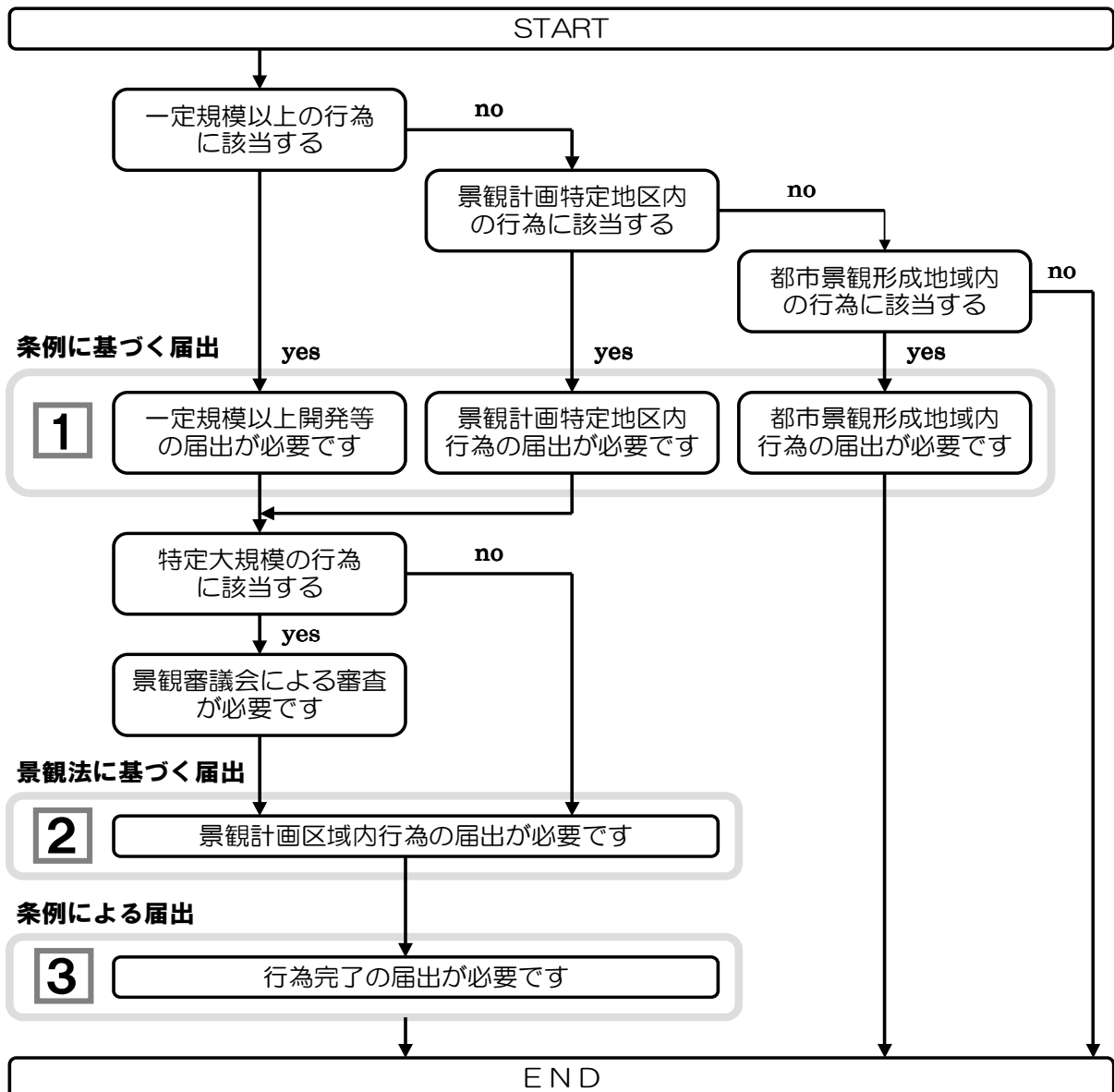
<一定規模以上の行為>

<景観計画特定地区内の行為>

(宝塚市全域)

(景観計画特定地区の区域内)

	(1) 行為完了届出書 (様式) 正・副 2部 →必要事項を記入・押印	2部 <input type="checkbox"/>
	(2) 添付図書 (完了後の現状カラー写真) 各2部	2部 <input type="checkbox"/>
	(3) 委任状 (任意様式) (代理人が手続きを行う場合)	2部 <input type="checkbox"/>
	(4) 1、2の届出処理後返却した届出書 (副)	<input type="checkbox"/>

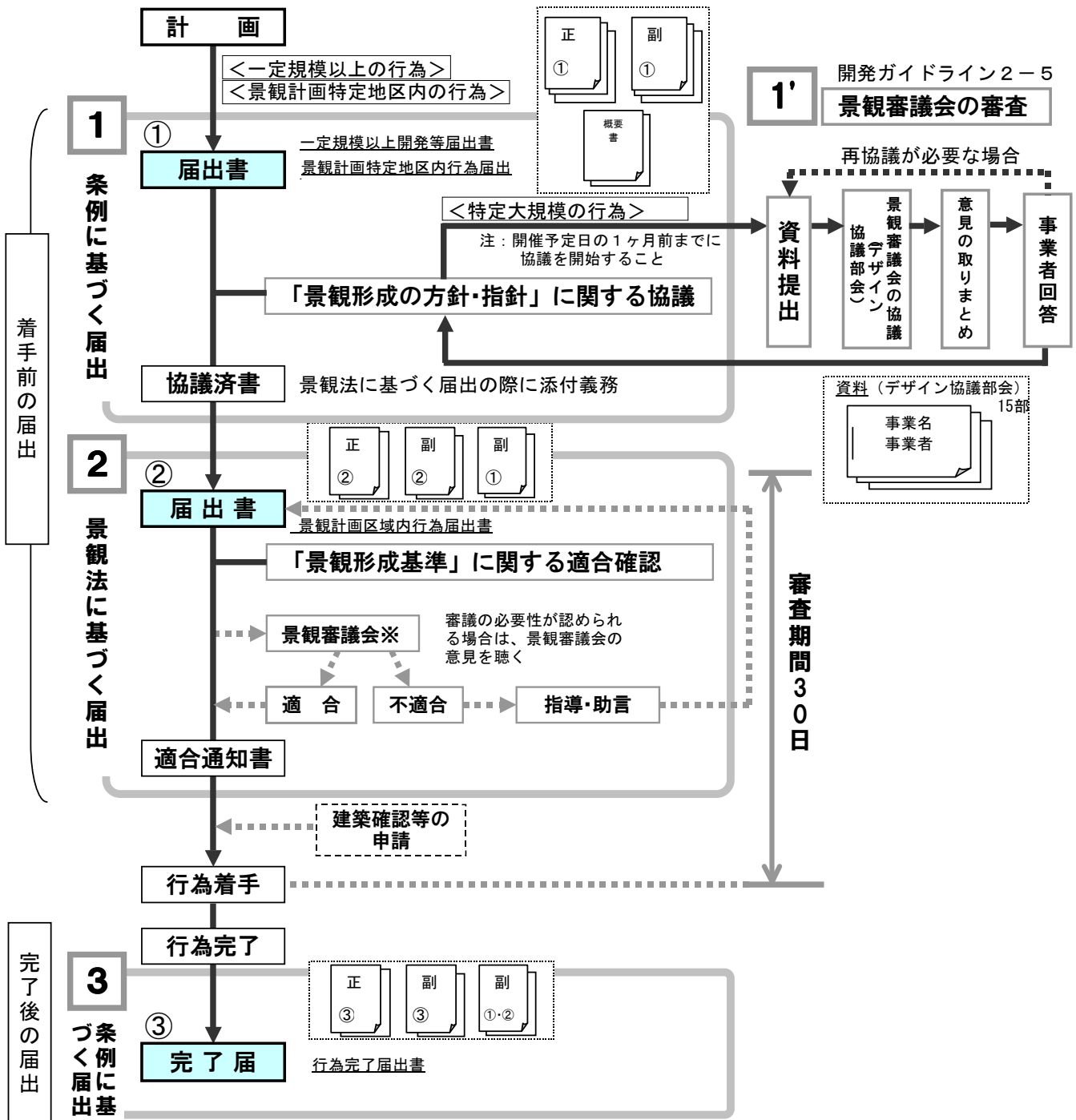


行為の種類	種類	縮尺	明示すべき事項	条例		景観計画
				定規模	特定地区	
建築物の新築等 (新築・増築・改築・移転)	付近見取図	1/2,500以上	方位、敷地の位置及び敷地の周辺の状況	●	●	●
	配置図	1/200 以上 ^{※1} 1/100 以上 ^{※2}	敷地の境界、敷地内における建築物の位置	● ※1	● ※1	● ※2
	各階平面図 (屋上を含む。)	1/200 以上	屋上の設備機器の配置	●	●	●
	着色立面図 (各面 ^{※1} 、二面以上 ^{※2})	1/200 以上 ^{※1} 1/50 以上 ^{※2}	各部の仕上げ、色彩のマンセル値及び屋上の設備機器	● ※1	● ※1	● ※2
	断面図	1/200 以上	当該敷地及びその周辺の状況	●	●	△
	屋外広告物の掲示図	1/200 以上	色彩のマンセル値	●	●	△
	外構計画図	1/200 以上	フェンス、門、塀、舗装等の仕上げ及び色彩並びに植栽の樹種、樹高、配置及び緑視率の算定式	●	●	●
	透視図		建築物、外構及び周辺の状況	●	●	●
	状況カラー写真		敷地及び敷地の周辺(隣接地)の状況	●	●	●
建築物の修繕等 (外観を変更することとなる修繕・模様替え・色彩の変更)【一定規模以上開発等における修繕等については、建築物の外観の過半を変更することとなるもの】	付近見取図	1/2,500以上	方位、敷地の位置及び敷地の周辺の状況	●	●	●
	配置図	1/200 以上 ^{※1} 1/100 以上 ^{※2}	敷地の境界、敷地内における建築物の位置	● ※1	● ※1	● ※2
	各階平面図	1/200 以上	屋上の設備機器の配置	△	△	●
	着色立面図 (各面 ^{※1} 、二面以上 ^{※2})	1/200 以上 ^{※1} 1/50 以上 ^{※2}	各部の仕上げ、色彩のマンセル値及び屋上の設備機器	● ※1	● ※1	● ※2
	屋外広告物の掲示図	1/200 以上	各部の仕上げ及び色彩のマンセル値	●	●	△
	透視図		建築物、外構及び周辺の状況			●
	状況カラー写真		敷地及び敷地の周辺(隣接地)の状況	●	●	●
	工作物の建設等 (新築等・修繕等)【一定規模以上開発等における修繕等については、建築物の外観の過半を変更することとなるもの】	付近見取図	1/2,500以上	方位、敷地の位置及び敷地の周辺の状況	●	●
配置図		1/200 以上 ^{※1} 1/100 以上 ^{※2}	敷地の境界、敷地内における建築物の位置	● ※1	● ※1	● ※2
平面図		1/200 以上		●	●	●
着色立面図 (各面 ^{※1} 、二面以上 ^{※2})		1/200 以上 ^{※1} 1/50 以上 ^{※2}	各部の仕上げ、色彩のマンセル値	● ※1	● ※1	● ※2
透視図			建築物、外構及び周辺の状況	△	△	●
状況カラー写真			敷地及び敷地の周辺(隣接地)の状況	●	●	●
開発行為・ 土地の形質の変更		付近見取図	1/2,500以上	方位、敷地の位置及び敷地の周辺の状況	●	●
	現況図	1/200 以上	地形及び植生の状況	●	●	●
	造成計画図	1/200 以上	平面図、断面図	●	●	●
	土地利用計画図	1/200 以上	区域内の土地利用の区分	●	●	●
	法面仕上図	1/200 以上		●	●	●
	植栽計画図	1/200 以上	植栽の樹種、樹高及び配置	●	●	●
	透視図		行為を行う土地及び周辺の状況	●	●	●
	状況カラー写真		土地及び土地の周辺(隣接地)の状況	●	●	●
木竹の植栽又は伐採	付近見取図	1/2,500以上	方位及び敷地の位置	△	●	●
	現況図	1/200 以上	地形及び植生の状況	△	●	●
	植栽計画図	1/200 以上	植栽の樹種、樹高及び配置	△	●	●
	透視図		行為を行う土地及び周辺の状況	△		●
	状況カラー写真		敷地及び隣接地の状況	△	●	●

屋外広告物の建設等（新築等・修繕等）又は設置	付近見取図	1/2,500以上	方位及び敷地の位置	●	●	/
	配置図	1/200 以上	敷地の境界及び屋外広告物の位置	●	●	
	各面の着色立面図	1/200 以上	各部の仕上げ及び色彩のマンセル値	●	●	
	透視図		屋外広告物及び周辺の状況	●	●	
	状況カラー写真		敷地及び隣接地の状況	●	●	

(注意)

- 各届出書の提出部数は、2部（正1部、副1部）。ただし、景観法第16条第1項（景観計画区域内行為の届出）にあつては、宝塚市都市景観条例第17条第1項（一定規模以上開発等の届出）又は第2項（景観計画特定地区内行為の届出）に添付した書類と兼ねることができます。
- 宝塚市都市景観条例第17条第1項（一定規模以上開発等の届出）又は第2項（景観計画特定地区内行為の届出）には、届出概要書を添付してください。
- 代理人が手続きを行う場合は、委任状（任意様式、1部）を正本に添付してください。
- 都市景観デザイン審査に付す場合、別途指示する書類15部の提出が必要になります。



【届出先】 宝塚市役所 都市整備部 都市整備室 都市計画課
 〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所2階
 電話 0797-77-2123 (直通)